

平成25年度 日本看護協会オンデマンド配信研修
 研修112 「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの『勤務編成の基準』」

～受講者の皆様からの講義へのご質問と回答～

	講義内容への質問	回答
1	<p>P50(講義資料:第9章「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの『勤務編成の基準』を活かす運用上のポイント(3)勤務編成」) 夜勤回数を人事院判定(昭和40年)、3交代勤務8回以内とありますが、病棟の状態ではそれ以上の時もあります。労働負荷に応じた回数とありますが、何を基準に労働負荷となりますか？新人ナースとの勤務ではベテランナースの負荷が重いと感じます。</p>	<p>○「勤務編成の基準」でお示した数値は、それぞれの職場で勤務体制の改善に取り組まれる際の指標、目標として活用してください。夜勤回数(3交代勤務で月8回)についても、達成が困難な現状であれば、将来に向けた改善目標としてください。 ○3交代制以外の勤務体制について、それぞれの職場で夜勤回数の基準を決める際に考慮すべき労働負荷を左右する要素としては、①勤務拘束時間の長さ②通常の業務負荷③夜勤人数④夜勤のメンバー構成(職種・キャリアなど)⑤休憩・仮眠が確保されているか⑥緊急入院や急変など臨時的な業務量の増加が頻繁に起きているか⑦繁忙時に他部署からの支援(リリーフなど)が得られるか、などが考えられます。どの職場にも共通の客観的な基準はまだありませんので、各職場で現状を点検し、総合的に判断されることをお勧めします。</p>
2	<p>仮眠時間について 2時間の仮眠が効果的とありますが、実際には2時間の仮眠が困難な場合があります。疲労困憊でインシデントが発生した場合、本人が休憩しなかったためと、自己責任ばかり問われます。患者の状態では休憩できない状況もあります。逆に休憩を取りすぎといわれることもあります。例えば、病棟が落ち着いている時、2時間以上の仮眠は法的に問題がありますか？</p>	<p>仮眠時間の設定(仮眠をとるか取らないか、とる場合の長さや仮眠をとる時間帯など)については法的な規制はなく、したがって「2時間以上の仮眠」を制限する法律もありません。日本看護協会の「ガイドライン」では医療安全の確保と健康リスクの低減のため仮眠のための時間として2時間を確保することを推奨していますが、それより短時間であってもある程度の効果は期待できるとの意見もあります。仮眠の長さや取り方については、それぞれの職場でのルールとしてどのようにするかをご検討ください。</p>
3	<p>夜勤回数 定年退職前の先輩ナースも若者と同じ夜勤回数をしていきます。 年齢に応じた夜勤回数の目安はないものでしょうか？ 疲れきっている先輩ナースが気の毒になります。いずれは、自分自身にも振りかかるので、心配になります。上司は三交代では月8回の夜勤は、交代制の場合は決められていると言い張ります。先輩ナースが夜勤免除、回数の軽減をお願いすると、休みの希望ができないようです。</p>	<p>労働科学的な観点からは、年齢が上がるほど夜勤・交代制勤務への適応が難しくなる傾向があるといわれています。もちろん個人差がありますので一律に夜勤回数を減免する必要はないかもしれませんが、年齢だけでなく健康状態などによって夜勤回数を減免できる仕組みを職場で整えることを提案してはいかがでしょうか？ なお労働関係法令では、夜勤回数に関する規定はありませんが、人事院による「2-8(ニッパチ)勧告」(1965年)、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく基本指針(1992年)などで、「3交代制勤務で月8回以内」とすることが目標とされています。お勤め先の就業規則で「月8回夜勤をする」ことが定められている可能性もありますが、仮にそうであったとしても必要に応じた夜勤回数の調整ができるようにすることで職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進に役立ちます。すでにお勤め先の就業規則に夜勤減免についての規定がある可能性もありますのでまずはご自身で確認をしてください。さらに、看護部や人事管理部門にこのことについての方針をお尋ねになってみてはいかがでしょうか。</p>
4	<p>看護協会として 看護協会は、ガイドラインの勤務編成の基準を明記されていますが、各病院・施設にどのように、勤務改善に働きかけているのでしょうか？ 今後の活動指針を教えてください。</p>	<p>2014年2月に全国の病院を対象に「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の普及状況及び夜勤・交代制勤務の実態に関する調査を実施します。調査結果は公表しますので、各職場で今後のお取組みの参考にさせていただきたいと考えます。2014年度は2013年度から開設している「看護管理者のための労働時間管理相談窓口」での相談対応を継続、またあらたに勤務計画表作成者(病棟看護師長等)のための参考資料の作成に取り組めます。あわせて、様々な機会(学会・研修会など)を通じて引き続き普及を図ってまいります。</p>